

申 立 て

管轄裁判所:債務者の住居所を管轄する地方裁判所

申立書:求める情報の種別ごとに提出

申立費用:1個の申立てにつき1,000円分の収入印紙、郵送提出の場合は94円分の郵便切手

【不動産】の場合 6,000円の予納金

《給与債権》の場合 第三者1名の場合6,000円の予納金 (第三者が1名増すごとに1,500円を加算)

《預貯金債権等》の場合 第三者1名の場合4,500円の予納金 (第三者が1名増すごとに3,500円を加算)及び

申立人直送用封筒(料金受取人払郵便又はレターパックライト、第三者の数に応じた通数)

裁判所

- ①法205条1項【不動産】法206条1項《給与債権》、法207条1項又は2項《預貯金債権等》の要件の審査
- ②法205条2項の事由の調査【不動産】《給与債権》など

発 令

〔金融機関(銀行など)〕
〔法207条1項〕

〔公的機関(市町村、法務局など)〕
〔法205条1項、206条1項〕

却 下

申立人に告知
(規則2条2項)

正本を送付

債務者へ送達
(法206条2項、法205条3項)

正本を送達

申立人へ告知
(規則188条)

正本を送付

執行抗告

抗告認容

抗告却下・棄却

確 定

申立人へ告知
(規則188条)

第三者へ告知
(規則188条)

第三者へ告知
(規則188条)

正本を送付

第三者へ告知後、申立人に債務名義を返還

第三者は、執行裁判所に対し、書面で情報提供
(法208条1項)

〈第三者が申立人へ情報提供書を直送〉

第三者は、執行裁判所に対し、上記書面の写しを提出する必要なし
(規則192条1項但書)

〈直送以外〉

第三者は、執行裁判所に対し、上記書面の写しを提出
(規則192条1項本文)

申立人へ回答写し送付
(法208条2項)

情報提供書が提出されてから、1か月経過後

債務者へ通知
(法208条2項)

情報提供書が提出されてから、1か月経過後

債務者へ通知
(法208条2項)

申立て、発令まで

情報提供以降